

(法務委員会)

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、配偶者が育児休業をしている裁判官についても、育児休業をすることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 配偶者が育児休業をしている裁判官等について、育児休業をすることができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした裁判官について、再度の育児休業をすることができるものとする。

二 平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。